

令和 7 年度高知県子育て支援員等研修委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和 7 年度高知県子育て支援員等研修委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和 7 年度高知県子育て支援員等研修委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容（75 点）
- (2) 業務実績（5 点）
- (3) 経費見積（5 点）
- (4) 事業実施スケジュール（5 点）
- (5) 事業実施体制表（5 点）
- (6) 県が推進する施策への取組（5 点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションの審査を行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時：令和 7 年 4 月上旬

場所：高知市内

※プロポーザル参加者へは、別途通知します。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 参加者 15 分とする。なお、リモート形式でのプレゼンテーションも可とする。

イ プレゼンテーション開始時刻は別途審査委員及び参加者に通知する。

ウ 各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合点数の6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しない。
- (6) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と高知県教育委員会事務局幼保支援課（以下「委託者」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったときに、随意契約を行う。交渉が選定の通知から10日以内に整わない場合は、次点者に選定された者が改めて委託者と交渉を行うこととする。

別紙

審査基準

審査項目	審査の視点			評点	
企画提案 の内容	本業務に 対する考 え方	・本業務を遂行する上で重要と考える部分と自社の強みが合致しているか		5	75
	受講者の 管理等	・受講者等の個人情報漏洩しない適切な管理を行うことができるか ・受講者の受講状況の管理を適切に行うことができるか ・受講者からの問合せに適切に対応できる仕組み、体制となっているか		15	
	研修	募集	受講者を広く募るための方策は、実効性があり、効果的なものか。	10	
		集合 研修	・会場案内（駐車場案内を含む。）、受付、トラブルへの対応ができるなど、当日の人員配置などの体制は十分か ・レポートに不備があった場合のフォローアップ体制は十分か	20	
		Web 研修	・講師は、研修内容について十分な知識を有する者を選定しているか ・受講生が視聴しやすい動画配信となっているか ・オンデマンド研修で配信する動画は受講生の理解度を高めるものとなっているか ・受講者が離席等せずに参加していることを確認する手段を講じているか ・Webでの受講が困難な受講者へのフォローアップ体制は十分か	25	
業務実績	同様の事業実績は十分か			5	5
経費見積	予算額の範囲内での経費配分の妥当性はあるか			5	5
事業実施 スケジュール	スケジュールは、具体的かつ現実的なものになっているか			5	5
事業実施 体制表	・事業の適切な管理運営体制となっているか ・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者が配置されているか			5	5

県が推進する施策への取組	トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けているか	プラチナくるみん、プラチナえるぼしの認証を受けている	2	2	5
		トライくるみん、くるみん、えるぼしの認証を受けている	1		
		認証を受けていない	0		
	障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか （１）法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用しているか （２）法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用しているか	該当する	3	3	
		該当しない	0		